

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和3年度新型コロナウイルス感染症検体回収業務
発注課	保) 保健所医療対策室業務調整課 PCR検査担当係
選定事業者	株式会社ウイング
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う者の検査について、無症状及び軽症の者に対しては、検査対象者の自宅に唾液検査の採取セットを送付し、対象者が自宅で検体を採取し、保健所に持ち込む等の方法で検体を回収し、検査を実施する体制を構築している。</p> <p>しかしながら、高齢者や身体が不自由な者、体調等を理由に外出が困難である者など、自ら保健所に持ち込むことができない者が一定数存在する。</p> <p>これに係る唾液検体の回収については、安定的に唾液検体による検査体制を構築する観点から、職員が個別訪問し回収を行うのではなく、業務委託により行うこととしている（令和2年10月14日決裁 及び 令和3年8月27日決裁）。</p> <p>当該業務は、札幌市からの依頼（原則前日まで）に応じ、個人宅を訪問し検体を回収するものであり、集荷の迅速性及び検体を適切な状態で保管し移動することが求められる業務である。</p> <p>このため、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録を有し、過去3年の間に、本市または他自治体において同規模かつ類似する検体回収業務を受託した実績のある業者を調査した結果、令和2年度及び3年度の当該業務を受託し確実に履行している上記業者が該当したところ。</p> <p>迅速・効率的に当該業務を行い、安定的に唾液検体による検査体制を構築する観点からは、令和2年度及び3年度の当該業務を受託し確実に履行しており、当該業務のノウハウを有する上記業者への委託が必要である。</p> <p>以上により、上記業者を相手方とした随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	令和3年9月24日
-----	-----------